

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 宮澤 一 洋

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成25年9月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年9月26日（木曜日）午後1時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第31期（平成24年7月1日から平成25年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止による打切り支給の件
第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件
4. 議決権行使についてのご案内
2頁～3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日の受付開始時間は午後0時を予定しております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.well-net.jp/>)において周知させていただきます。

【議決権行使についてのご案内】

1. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年9月25日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使の場合

(1) インターネットによる議決権行使方法について

①インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

【議決権行使サイトURL】 <http://www.evote.jp/>

※「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンクモバイル株式会社の商標または登録商標です。

②インターネットにより議決権を行使される場合は、平成25年9月25日（水曜日）午後6時までに、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。

③株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

④今回ご案内する「ログインID」及び「仮パスワード」は、本総会に関するのみ有効です。

(2) 議決権行使サイトについて

- ①パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- ②携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- ③インターネットによる議決権行使は、平成25年9月25日（水曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。
- ④議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- ①郵送とインターネットにより重複して議決権行使を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(提供書面)

事業報告

(平成24年7月1日から
平成25年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、復興需要を背景とした緩やかな回復の動きが見られ、また平成24年12月の政権交代を契機に円安・株高が進行し景気回復への期待が高まっておりますが、海外景気の下振れ懸念による影響は依然として続き、先行き不透明な状況が続きました。

このような情勢のもと、当社は中期経営計画3期目にあたり、当該経営計画に掲げられた目標を達成すべく、諸施策を着実に推進・実行してまいりました。

各サービス別の概況は以下のとおりとなっております。

i. マルチペイメントサービス

マルチペイメントサービスにおきましては、持続的なEC市場の拡大により既存契約事業者の取扱が増加したことに加え、LCC等新規事業者の開拓を積極的に進めました。またネットDE受取サービスにおきましても、大手航空会社への提供開始など順調に拡大しました。以上の結果、マルチペイメントサービスの売上高は6,154百万円（前期比13.1%増）、売上総利益は1,890百万円（前期比11.2%増）となりました。

ii. オンラインビジネスサービス

オンラインビジネスサービスにおきましては、従来型のPINオンライン販売サービスの取扱は減少に転じましたが、POSでPINをアクティベートする新サービスにかかる開発、提供を開始しました。以上の結果、オンラインビジネスサービスの売上高は629百万円（前期比8.1%増）、売上総利益492百万円（前期比8.9%増）となりました。

iii. 電子認証サービス

電子認証サービスにおきましては、高い運用負荷のかかる労働集約的なサービスから撤退するとともに、電子認証サービスメニューの見直しを継続的に行ってまいりました。具体的には、すでに4年の安定稼働の実績を持つ認証システムを軸とした大規模認証向けシステムと、中小規模向けとして当社の特徴である電子決済に運用負荷がかからないパッケージ商品を組み合わせた「SUPER SUB」の拡販及びこのサービスのシリーズ化への取組を開始いたしました。またバスとレジャーランド入場券を組み合わせて購入できる「セット券販売システム」を開発しリリースしました。これらの構造改革及び新規スキーム開発を行ってきた結果、電子認証サービスの売上高は81百万円（前期比64.6%減）、売上総利益は△21百万円（前期は33百万円）となりました。

これらの結果、当事業年度の経営成績は、売上高6,866百万円（前期比9.8%増）、営業利益1,393百万円（前期比16.3%増）となりました。また、当社保有債券の受取利息計上により経常利益は1,420百万円（前期比11.1%増）、特別損失に連結子会社であった㈱ナノ・メディアの株式売却に伴う損失120百万円を計上し、当期純利益は759百万円（前期比4.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は168百万円であり、その主なものは、情報処理サービス提供目的のソフトウェア及びサーバー設備及びその附属装置であります。

③ 資金調達状況

該当事項はありません。

④ 他会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成25年2月8日付で連結子会社でありました株式会社ナノ・メディアは、Oakキャピタル株式会社との間で株式交換契約を締結し、平成25年4月8日の両社臨時株主総会における承認を経て、平成25年5月13日に株式交換が成立し連結子会社でなくなりました。

(2) 対処すべき課題

当社は右肩上がりの成長率を維持しているEC市場を事業ドメインとしており、その中で確立した高い競争優位のスキームにより業績を伸ばしてまいりました。一方で事業スキームにもライフサイクルがあり、そのままでは陳腐化が避けられないため、今後も現状のビジネススキームのさらなる発展と新規事業開発へのチャレンジを続けてまいります。

当社はITの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、商品・サービスを、時間と場所の制約を超えて直接売買できるしくみと認識しております。当社は快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺に事業領域を拡大することで継続的な利益成長を達成してまいります。

今後3年間の具体的な重点施策を「次世代を担うビジネススキームの確立」、「カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）」の2つとし、これらにリソースを集中投入してまいります。

① バスの革新的直売モデルをバス事業者と一体となって推進

当社は平成13年3月、都市間高速バスの予約済みチケットを24時間コンビニで購入できるサービスを日本で初めて実用化、以降100社を超えるバス事業者と契約、数百路線のバスチケット発券を行っております。

また、電子チケット領域においては航空券用ケータイチケットを皮切りに、たとえば札幌ドーム様ではすでに入場者の80%以上のチケットがペーパーレスとなるなどチケット発券・認証の実績とノウハウを積み重ねてまいりました。これらノウハウの集大成ともいえる大規模な統合モデルを都市間高速バス向けに開発しました。このモデルはバス事業者・利用者双方の利便性を飛躍的に高めることができる革新的なサービスであり、平成25年末までにリリースする予定です。普及拡大については長年培ってきた信頼関係をベースにバス事業者と協働して行っております。

② コンシューマ向けサービスの開発・提供

当社の決済サービスのコアは事業者向けの販売代金回収モデルが主流ですが、これに加え便利なコンシェルジュ機能をスマートフォンのアプリケーションとして提供することで支払者となるコンシューマ側に立った代行サービスを開始いたします。

③ バリュートランスファープラットフォームの機能拡充（既存サービスの拡充）

指定された銀行口座へ入金することで瞬時に返金できる“ネットDE受取”に加え、銀行口座以外で受取が可能となるような受取手段の拡充を検討していきます。これにより銀行口座がなくても送金できるようになるため、送金ニーズに幅広く対応することができるようになります。マルチペイメントサービスに新たな付加価値が加わることになるため、収納代行の拡販も一層推進いたします。

④ システム安定運用・コストパフォーマンス向上

当社データセンターが処理するデータ量はここ数年飛躍的に増加いたしました。また当社サービスはリアルタイム処理が大きな特徴でもあることから、システムの安定運用は極めて重要と認識しております。

「安定運用」と「運用コスト軽減」を同時に実現する社内体制の整備と教育訓練などを札幌事業所の重点課題として取り組みます。具体的には2年間をかけて開発した「原価構成分析システム」で可視化された、スキーム毎の設備投資効率・原価測定に基づき、運用の自動化・効率化を推進すると共に、必要に応じてサービスの統廃合を行ってまいります。

これら施策を着実に実行していくことで持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 28 期 (平成22年 6 月期)	第 29 期 (平成23年 6 月期)	第 30 期 (平成24年 6 月期)	第 31 期(当事業年度) (平成25年 6 月期)
売 上 高	千円	30,297,781	5,828,554	6,254,990	6,866,190
経 常 利 益	千円	546,230	849,197	1,278,899	1,420,946
当 期 純 利 益	千円	2,591,989	365,513	728,823	759,210
1株当たり当期純利益	円	23,030.08	3,642.42	72.63	75.64
総 資 産	千円	14,871,664	15,910,219	17,387,123	20,368,730
純 資 産	千円	6,793,851	6,938,597	7,519,879	7,997,479
1株当たり純資産額	円	67,702.23	69,144.66	748.08	794.46

- (注) 1. 第29期より売上高から仕入高を相殺のうえ、収益のみ純額表示する会計処理に変更しております。
2. 第30期より売上高から売上原価を差し引き、収益のみ純額表示する会計処理に変更しております。
3. 平成24年7月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行いました。平成24年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度に連結子会社であった株式会社ナノ・メディアの全株式を平成25年5月13日付で株式交換により譲渡いたしました。このため、当連結会計年度末において子会社はありません。

(5) 主要な事業内容（平成25年6月30日現在）

事業部門	事業内容
マルチペイメントサービス	コンビニ店頭や郵便局で払込取扱票を利用して決済するサービスとコンビニのKIOSK端末や銀行ATM、ネットバンク、クレジットカード、電子マネーなどを利用して決済するサービスをワンストップで提供しております。
オンラインビジネスサービス	PINをコンビニ店頭でオンライン発行し販売するサービス（PINオンライン販売サービス）、KIOSK端末から各種申込を行うことができるサービス及び店頭で注文し店頭で受け取ることができる「おみせdeツーン」サービスなどを提供しております。
電子認証サービス	携帯電話などに表示する二次元コード等の電子手段を利用した認証サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所及び事業所（平成25年6月30日現在）

本 社	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
札幌事業所	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番15号

(7) 使用人の状況（平成25年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

該当事項はありません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 73	名増 3	歳 36.6	年 6.1

(注) 上記使用人数は、パートタイマーを含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年6月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	30,000 千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年6月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 27,312,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 11,501,900株 |
| ③ 株主数 | 3,216名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社日本政策投資銀行	1,150,000	11.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	952,600	9.5
株式会社三井住友銀行	501,600	5.0
柳 本 孝 志	469,000	4.7
プレザントバレー	398,300	4.0
ノムラビービーノミニーズ テイケーワンリミテッド	366,900	3.7
東京中小企業投資育成株式会社	306,800	3.1
株式会社北洋銀行	299,200	3.0
高 橋 雄 一 郎	261,600	2.6
ヒルクレスト エルピー	239,400	2.4

(注) 1. 当社は、自己株式1,463,754株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式1,463,754株を控除して計算しております。

3. 当社が平成22年6月18日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、上記自己株式数1,463,754株には、平成25年6月30日現在において信託口が所有する当社株式99,900株を含めておりません。

4. 当社は、平成24年5月15日開催の取締役会決議により、平成24年7月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (平成25年6月30日現在)

イ. 平成23年10月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
208個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数
20,800株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり 62,585円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1円（1株当たり1円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1. 記載の資本金等増加限度額から上記1. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成23年11月4日から平成63年11月2日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
 2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
 - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4. に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。
4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	175個	17,500株	3人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

ロ. 平成25年6月5日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
155個
- ・ 新株予約権の目的となる株式の数
15,500株（新株予約権1個につき100株）
- ・ 新株予約権の払込金額
1個当たり 75,000円
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1円（1株当たり1円）
- ・ 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記1.記載の資本金等増加限度額から上記1.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ・ 新株予約権を行使することができる期間
平成25年6月6日から平成65年6月5日まで
- ・ 新株予約権の行使の条件
 1. 各新株予約権1個の一部行使は認めない。
 2. 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 3. 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。
 - a. 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - b. 会社に重大な損害を与えた場合。
 - c. 相続開始時に、新株予約権者が下記4.に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。
 - d. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

4. 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）1名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある間は、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
5. 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人1名に限って、相続人において3ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
6. その他の行使条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	155個	15,500株	4人
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第2回無担保新株予約権付社債（平成16年6月28日発行）

（平成16年5月12日取締役会決議）

新株予約権付社債の残高（円）	—
新株予約権の数（個）	6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	175
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 175 資本組入額 88
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部について行使請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	・ 本社債と本新株予約権を分離して譲渡することはできない。ただし、本社債が消滅した場合はこの限りでない。 ・ 本社債消滅後に本新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

(3) 会社員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成25年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮澤 一 洋	
取締役会長	柳本 孝 志	
取締役	猪飼 俊 哉	管理部長
取締役	小野 泰 広	業務部長
取締役	滝島 啓 介	営業部長
取締役	小澤 幹 人	弁護士
常勤監査役	埴原 義 夫	
監査役	赤澤 正 通	
監査役	後藤 勝 彦	

- (注) 1. 取締役小澤幹人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小澤幹人氏及び監査役埴原義夫氏、赤澤正通氏、後藤勝彦氏を大阪証券取引所（現東京証券取引所）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	7名	122,771千円	うち社外1名6,000千円
監 査 役	3名	10,800千円	うち社外3名10,800千円
合 計	10名	133,571千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年9月27日開催の第26回定時株主総会決議において年額200,000千円以内と決議いただいております。また、平成23年9月23日開催の第29回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

i. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小澤幹人氏は、弁護士（弁護士法人港国際グループ所属）を兼務しております。当社と弁護士法人港国際グループとの間には特別の関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	小 澤 幹 人	当事業年度開催の取締役会21回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	埴 原 義 夫	当事業年度開催の取締役会21回のうち全てに出席し、また、監査役会18回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	赤 澤 正 通	当事業年度開催の取締役会21回のうち全てに出席し、また、監査役会18回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	後 藤 勝 彦	当事業年度開催の取締役会21回のうち全てに出席し、また、監査役会18回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

iii. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び各社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

iv. 親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役及び社外監査役が役員を兼務する子会社から受取った役員報酬等の総額は、4百万円であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,200千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,932千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、内部統制に係るコンサルティング業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合など、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制**

当社は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することのほかに情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭に置いた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりとなっております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めております。

監査役は、取締役会及び重要会議の出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長の指示により内部監査室によって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、定時及び臨時の取締役会、全体会議、プロジェクト会議、各部門会議等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、すみやかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応にあっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークの認証基準に基づく「個人情報保護運用マニュアル」によって対応することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

少数の取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催しております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動規準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの規準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長の指示による内部監査室の監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、管理部長に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑥ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社は、企業集団を形成しておりませんが、当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定めており、子会社が行う重要な意思決定については、当社との事前の協議が必要な旨を定め、子会社の適切な管理を行う体制をとっております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役を補助する使用人を置いておりませんが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定いたします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会または監査役に報告を行います。

内部監査においては、監査役は随時内部監査に同行し、内部監査室と連携して業務監査を実施し、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査役会または監査役に報告を行います。

⑩ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現在の当社には、(a)当社の中核事業である収納代行業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、(b)当社が保有する完全子会社であった株式会社一高たかはしの全株式を売却処分し、多額の現金を保有する特殊な事情が存在いたします。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

② 前記①の基本方針に係る取り組みの具体的内容

i. 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあったら便利なしくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。そして、平成21年度には、当社の中核事業の収納代行業に必要とされる強靱な財務体質の確保等の観点から、時価総額において大幅に逆転していた元親会社である株式会社一高たかはしを株式交換により完全子会社化したことに伴い、当社のさらなる成長と発展のための基盤をより強固なものとしたしました。

そして、現在の当社は、(a)多数の事業者様からの信頼を得て、そのお客様から多額の収納金を預かるとともに、(b)お取引いただく収納代行機関様も増え、また、社内関係においては、(c)株式交換により株式会社一高たかはしの株主様に当社の株主様になっていただくなど株主様の数も増え、(d)事業の拡大にあわせて社員の数も増えました。そこで、当社は、IT関係の新興企業から、このような多種多様なステークホルダーの皆様へ、よりご満足いただける企業に生まれ変わるべく、原価構成分析システムの構築を通じて事業内容の可視化を進め、毎週行われるプロジェクト会議及びリソース投入規程の新設により、新規事業取組プロセスの透明化を図り、それらを支援するための人事評価システムを更新しております。

また、当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加えて、業務執行体制強化のために取締役数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、時には実際に経営者提案の議案に反対するなど、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果たしております。

ii. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び

事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入し、平成22年9月25日開催の第28回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。本プランは、株主の皆様のご意思に従い、株主総会または取締役会の決議に基づいて廃止できるように設計されており、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、当社の株券等に対する買付等（注）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様に取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間または株主総会において新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしております。

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合は、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

（注）対象となる買付等とは、以下の①または②に掲げるものをいいます。

- ①当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 前記② ii. の取り組みについての当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様 に事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様 の意思に基づくこととなっております。

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的判断を排するために、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門知識を有する者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとなっております。また、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保しており株主共同の利益確保に必要な相当な範囲内の対抗措置であると考えます。

当社は、以上の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取り組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年6月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |                     | 負 債 の 部         |                     |
|---------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| 科 目           | 金 額                 | 科 目             | 金 額                 |
| <b>【流動資産】</b> | <b>【18,467,916】</b> | <b>【流動負債】</b>   | <b>【12,109,415】</b> |
| 現金及び預金        | 12,560,606          | 買掛金             | 299,869             |
| 売掛金           | 423,923             | 営業未払金           | 2,421,851           |
| 営業未収入金        | 1,255,819           | 1年内返済予定の長期借入金   | 20,000              |
| 有価証券          | 4,100,303           | 未払金             | 124,821             |
| 商品            | 2,792               | 未払費用            | 21,510              |
| 仕掛品           | 133                 | 未払法人税等          | 222,349             |
| 貯蔵品           | 2,659               | 前受金             | 2,938               |
| 前払費用          | 23,962              | 預り金             | 49,754              |
| 繰延税金資産        | 25,603              | 収納代行預り金         | 8,940,082           |
| その他           | 72,112              | その他             | 6,236               |
| <b>【固定資産】</b> | <b>【1,900,814】</b>  | <b>【固定負債】</b>   | <b>【261,836】</b>    |
| (有形固定資産)      | (507,957)           | 長期借入金           | 10,000              |
| 建物            | 153,852             | 株式給付引当金         | 23,206              |
| 構築物           | 1,494               | 役員退職慰労引当金       | 213,507             |
| 工具、器具及び備品     | 209,893             | 資産除去債務          | 6,550               |
| 土地            | 136,266             | その他             | 8,572               |
| リース資産         | 3,608               | <b>負債合計</b>     | <b>12,371,251</b>   |
| 建設仮勘定         | 2,841               | <b>純資産の部</b>    |                     |
| (無形固定資産)      | (349,463)           | 科 目             | 金 額                 |
| ソフトウェア        | 348,557             | <b>【株主資本】</b>   | <b>【7,974,901】</b>  |
| その他           | 906                 | 資本金             | 667,782             |
| (投資その他の資産)    | (1,043,394)         | 資本剰余金           | 3,509,216           |
| 投資有価証券        | 803,534             | 資本準備金           | 3,509,216           |
| 長期前払費用        | 6,137               | 利益剰余金           | 5,150,767           |
| 差入保証金         | 49,014              | 利益準備金           | 22,010              |
| 繰延税金資産        | 145,597             | その他利益剰余金        | 5,128,757           |
| その他           | 39,109              | 特別償却準備金         | 8,590               |
| <b>資産合計</b>   | <b>20,368,730</b>   | 別途積立金           | 4,360,000           |
|               |                     | 繰越利益剰余金         | 760,167             |
|               |                     | <b>自己株式</b>     | <b>△1,352,865</b>   |
|               |                     | <b>【新株予約権】</b>  | <b>【22,577】</b>     |
|               |                     | <b>純資産合計</b>    | <b>7,997,479</b>    |
|               |                     | <b>負債・純資産合計</b> | <b>20,368,730</b>   |

# 損 益 計 算 書

（平成24年7月1日から  
平成25年6月30日まで）

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 6,866,190 |
| 売 上 原 価               |         | 4,505,091 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,361,098 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 968,017   |
| 営 業 利 益               |         | 1,393,081 |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 865     |           |
| 有 価 証 券 利 息           | 25,466  |           |
| そ の 他                 | 2,157   | 28,489    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 624     | 624       |
| 経 常 利 益               |         | 1,420,946 |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 減 損 損 失               | 62,768  |           |
| 子 会 社 株 式 売 却 損       | 120,924 | 183,692   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,237,254 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 496,867 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △18,823 | 478,043   |
| 当 期 純 利 益             |         | 759,210   |

# 株主資本等変動計算書

(平成24年7月1日から  
平成25年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科目              | 金額        |
|-----------------|-----------|
| <b>株主資本</b>     |           |
| <b>資本金</b>      |           |
| 当期首残高           | 667,782   |
| 当期変動額           |           |
| 当期変動額合計         | —         |
| 当期末残高           | 667,782   |
| <b>資本剰余金</b>    |           |
| <b>資本準備金</b>    |           |
| 当期首残高           | 3,509,216 |
| 当期変動額           |           |
| 当期変動額合計         | —         |
| 当期末残高           | 3,509,216 |
| <b>資本剰余金合計</b>  |           |
| 当期首残高           | 3,509,216 |
| 当期変動額           |           |
| 当期変動額合計         | —         |
| 当期末残高           | 3,509,216 |
| <b>利益剰余金</b>    |           |
| <b>利益準備金</b>    |           |
| 当期首残高           | 22,010    |
| 当期変動額           |           |
| 当期変動額合計         | —         |
| 当期末残高           | 22,010    |
| <b>その他利益剰余金</b> |           |
| <b>特別償却準備金</b>  |           |
| 当期首残高           | 10,022    |
| 当期変動額           |           |
| 特別償却準備金の取崩      | △1,431    |
| 当期変動額合計         | △1,431    |
| 当期末残高           | 8,590     |
| <b>別途積立金</b>    |           |
| 当期首残高           | 3,840,000 |
| 当期変動額           |           |
| 別途積立金の積立        | 520,000   |
| 当期変動額合計         | 520,000   |
| 当期末残高           | 4,360,000 |
| <b>繰越利益剰余金</b>  |           |
| 当期首残高           | 720,996   |
| 当期変動額           |           |
| 特別償却準備金の取崩      | 1,431     |
| 別途積立金の積立        | △520,000  |
| 剰余金の配当          | △200,698  |
| 当期純利益           | 759,210   |
| 自己株式の処分         | △772      |
| 当期変動額合計         | 39,171    |
| 当期末残高           | 760,167   |

| 科目                  | 金額                |
|---------------------|-------------------|
| <b>利益剰余金合計</b>      |                   |
| 当期首残高               | 4,593,028         |
| 当期変動額               |                   |
| 特別償却準備金の取崩          | —                 |
| 別途積立金の積立            | —                 |
| 剰余金の配当              | △200,698          |
| 当期純利益               | 759,210           |
| 自己株式の処分             | △772              |
| 当期変動額合計             | <u>557,739</u>    |
| 当期末残高               | <u>5,150,767</u>  |
| <b>自己株式</b>         |                   |
| 当期首残高               | △1,263,165        |
| 当期変動額               |                   |
| 自己株式の取得             | △92,541           |
| 自己株式の処分             | 2,841             |
| 当期変動額合計             | <u>△89,700</u>    |
| 当期末残高               | <u>△1,352,865</u> |
| <b>株主資本合計</b>       |                   |
| 当期首残高               | 7,506,862         |
| 当期変動額               |                   |
| 剰余金の配当              | △200,698          |
| 当期純利益               | 759,210           |
| 自己株式の取得             | △92,541           |
| 自己株式の処分             | 2,068             |
| 当期変動額合計             | <u>468,039</u>    |
| 当期末残高               | <u>7,974,901</u>  |
| <b>新株予約権</b>        |                   |
| 当期首残高               | 13,017            |
| 当期変動額               |                   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 9,560             |
| 当期変動額合計             | <u>9,560</u>      |
| 当期末残高               | <u>22,577</u>     |
| <b>純資産合計</b>        |                   |
| 当期首残高               | 7,519,879         |
| 当期変動額               |                   |
| 剰余金の配当              | △200,698          |
| 当期純利益               | 759,210           |
| 自己株式の取得             | △92,541           |
| 自己株式の処分             | 2,068             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 9,560             |
| 当期変動額合計             | <u>477,600</u>    |
| 当期末残高               | <u>7,997,479</u>  |

## 個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（利息法）

その他有価証券…………… 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品…………… 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～39年

工具、器具及び備品 3年～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

|           |                                                                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金     | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末までの貸倒実績が僅少であるため、一般債権に係る貸倒実績率を零としております。             |
| 賞与引当金     | 従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。                                                                                                           |
| 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。なお、当事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過したため、その超過額を前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上しております。                                                                                                             |
| 株式給付引当金   | 株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。                                                                                  |

### (4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

## 3. 会計方針の変更に関する注記

### (減価償却の方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年7月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。



#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

844,636千円

(2) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社株式売却損

子会社株式売却損は、連結子会社株式会社ナノ・メディアの株式を株式交換によりOakキャピタル株式会社の株式に交換した後、売却した一連の取引によるものであります。

(2) 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所         | 用途    | 種類               |
|------------|-------|------------------|
| 北海道札幌市（当社） | 事業用資産 | 工具、器具及び備品、ソフトウェア |

① 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産の収益性が低下したこと等に伴い当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。

② 減損損失の内訳

|           |          |
|-----------|----------|
| 工具、器具及び備品 | 7,541千円  |
| ソフトウェア    | 55,226千円 |

③ グルーピングの方法

管理会計上の区分に基づきグルーピングしています。

④ 回収可能価額の算定方法

使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから備忘価額により評価しています。

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 115,019        | 11,386,881    | —             | 11,501,900    |

(注) 普通株式の発行済株式の株式数の増加11,386,881株は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末の株式数(株) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|
| 普通株式  | 14,670         | 1,552,284     | 3,300         | 1,563,654     |

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,552,284株のうち、1,452,330株は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。また54株は、端株買取請求によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,300株は、新株予約権の行使によるものであります。
3. 「株式給付信託(J-ESOP)」導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)は平成22年6月25日付で当社株式1,000株を取得しております。なお、平成25年6月30日現在において信託E口が所有する当社株式99,900株を自己株式数に含めて記載しております。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

| 決議               | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|------------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 平成24年9月25日定時株主総会 | 普通株式  | 200,698    | 2,000       | 平成24年6月30日 | 平成24年9月26日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成25年9月26日開催予定の第31回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議               | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|------------------|-------|------------|-------|-------------|------------|------------|
| 平成25年9月26日定時株主総会 | 普通株式  | 250,953    | 利益剰余金 | 25          | 平成25年6月30日 | 平成25年9月27日 |

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

## (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第2回無担保<br>新株予約権付<br>社債の新株予約権 | 株式報酬型<br>ストック・オプション<br>第1回新株予約権 | 株式報酬型<br>ストック・オプション<br>第2回新株予約権 |
|------------|------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                         | 普通株式                            | 普通株式                            |
| 目的となる株式の数  | 300,000株                     | 17,500株                         | 15,500株                         |

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| (繰延税金資産)      |                 |
| 未払事業税         | 18,539千円        |
| 未払金(賞与)       | 5,341千円         |
| その他           | 1,723千円         |
| 繰延税金資産(流動)の合計 | <u>25,603千円</u> |

固定資産

|               |                  |
|---------------|------------------|
| (繰延税金資産)      |                  |
| 減価償却費         | 16,689千円         |
| ソフトウェア        | 31,523千円         |
| ソフトウェア減損      | 4,659千円          |
| 役員退職慰労引当金     | 75,432千円         |
| その他           | 23,163千円         |
| 繰延税金資産(固定)の合計 | <u>151,466千円</u> |
| (繰延税金負債)      |                  |
| 特別償却準備金       | 4,768千円          |
| その他           | 1,100千円          |
| 繰延税金負債(固定)の合計 | <u>5,869千円</u>   |
| 繰延税金資産(固定)の純額 | <u>145,597千円</u> |

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては主に安全性の高い預金やMMF等で運用し、一部の余剰資金について効率的な運用を図ることを目的として、長期的な債券への投資を行っております。また、資金調達につきましては、内部資金を優先して充当することとし、必要に応じて銀行借入等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程及び売上債権管理規程に従い、営業部門及び管理部門が顧客の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

有価証券の一部はその他有価証券であり、また投資有価証券は、余剰資金の運用を目的とした満期保有目的の債券であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、資金運用管理規程に従い、定期的に時価を把握し、取締役会に報告しております。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、返済期間5年以内の固定金利による借入金であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日・残高管理及び手元流動性の維持などにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金   | 12,560,606       | 12,560,606 | —          |
| (2) 売掛金      | 423,923          | 423,923    | —          |
| (3) 営業未収入金   | 1,255,819        | 1,255,819  | —          |
| (4) 有価証券     | 4,100,303        | 4,100,303  | —          |
| (5) 投資有価証券   | 803,534          | 755,670    | △47,864    |
| 資産計          | 19,144,186       | 19,096,322 | △47,864    |
| (1) 買掛金      | 299,869          | 299,869    | —          |
| (2) 営業未払金    | 2,421,851        | 2,421,851  | —          |
| (3) 未払法人税    | 222,349          | 222,349    | —          |
| (4) 収納代行預り金  | 8,940,082        | 8,940,082  | —          |
| (5) 長期借入金(*) | 30,000           | 30,107     | 107        |
| 負債計          | 11,914,153       | 11,914,261 | 107        |

(\*) 1年内返済予定額を含んでおります。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券、(5) 投資有価証券

時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 営業未払金、(3) 未払法人税、(4) 収納代行預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 794円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 75円64銭  |

13. 重要な後発事象に関する注記

(1) 自己株式の消却

当社は、平成25年8月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を消却することを決議いたしました。

① 消却の理由

自己株式を消却することにより、資本効率の向上を目指し、また、発行済株式総数の減少を通じて株主利益の増大を図ることを目的に実施するものであります。

② 消却する株式の種類

当社普通株式

③ 消却する株式の数

1,401,900株

④ 消却日

平成25年8月30日

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成25年 8月21日

ウェルネット株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山本 恭仁子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他の審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年8月22日

ウエルネット株式会社 監査役会

常勤監査役 埴原 義夫 ㊟

監査役 赤澤 正通 ㊟

監査役 後藤 勝彦 ㊟

(注) 常勤監査役埴原義夫、監査役赤澤正通並びに後藤勝彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を充実させつつ、業績動向や経営環境等を総合的に勘案して、株主様への利益還元を実施していくことを基本方針としてまいりました。

また、平成22年8月23日付中期経営計画において配当性向を33.3%とする旨明示しております。

また、その他の剰余金につきましては、自己株式消却など、資本政策の選択の幅を確保するため、これに備えて別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金への振替を実施いたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当25円

なお、この場合の配当総額は、250,953,650円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年9月27日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,200,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,200,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 法令に定める監査役の員数を欠く場合に備えるため、補欠監査役に関する選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴う条数の変更等所要の変更をおこなうものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第30条<br/>(条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>第1条～第30条<br/>(現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③<u>当会社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④<u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第33条～第44条<br/>(条文省略)</p> | <p><u>時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>第33条～第44条<br/>(現行どおり)</p> |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役後藤勝彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                   | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------|
| くりやま こういち<br>栗山浩一<br>(昭和28年1月30日生) | 昭和51年4月 日本開発銀行入行<br>平成24年6月 多摩都市モノレール(株)常勤監査役<br>(現任) | 一株         |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 栗山浩一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 栗山浩一氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくためであります。
4. 栗山浩一氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 栗山浩一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合は独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                         | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------|
| いけいくにのぶ<br>池井邦信<br>(昭和19年8月8日生) | 昭和43年4月 ㈱資生堂入社<br>平成7年6月 ㈱プラネット入社 営業部長<br>平成12年10月 同社常勤監査役<br>平成23年10月 同社退任 | 一株         |

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 池井邦信氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 池井邦信氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、これまでの監査役としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくためであります。

4. 池井邦信氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

**第5号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈並びに取締役に対する退職慰労金制度廃止による打切り支給の件

当社は、平成22年9月30日開催の取締役会において役員慰労金制度を廃止し、創業役員に対して平成22年9月30日までの在任期間に対応する役員退職慰労引当金を計上いたしました。

本総会終結の時をもって、取締役を退任される柳本孝志氏に対し、その在任中の功労に報いるため、計上済みの役員退職慰労引当金に基づく役員退職慰労金を贈呈したいと存じます。

また、計上済みの役員退職慰労引当金の対象である在任中の宮澤一洋氏に対し、役員退職慰労金を打切り支給することとしたく存じます。

取締役2名に対し213,507,000円を贈呈または支給すること及びその贈呈・支給時期は取締役退任時とし金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

<退任取締役>

| 氏名<br>(生年月日)         | 略 歴                                                          |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|
| 柳本孝志<br>(昭和28年3月8日生) | 平成8年9月 当社代表取締役社長<br>平成21年9月 当社代表取締役会長<br>平成22年9月 当社取締役会長(現任) |

<打切り支給の対象となる取締役>

| 氏名<br>(生年月日)          | 略 歴                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------|
| 宮澤一洋<br>(昭和35年2月24日生) | 平成8年9月 当社取締役営業部長<br>平成21年9月 当社代表取締役社長(現任) |

## 第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、同日開催の取締役会決議により、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）を導入することを、決定し、同年9月25日開催の第28回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

当社としては、現行プランが平成25年9月26日開催の第31回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間満了となることから、昨今の当社を取り巻く環境の変化等を踏まえ、現行プランの在り方について検討してまいりました。

その結果、当社は平成25年8月22日開催の取締役会において、基本方針を一部改定するとともに、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、現行プランの内容を一部改定した上で更新することを決定しました（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）。本議案は、本プランの継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの内容につきましては、本頁から75頁に記載しておりますが、現行プランからの主な変更点は次のとおりです。

- ・意見表明書の内容の見直し
- ・必要情報の見直し
- ・独立委員会による検討期間及び延長に関する定めを明確化
- ・株主意思確認総会の開催の要件について見直し

本更新につきましては、取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、独立役員である当社監査役3名全員が、本更新に異議がない旨の意見を述べております。また、本更新については、当社の独立委員会において全会一致で承認されております。



## 一. 基本方針の内容

当社は、平成8年に現在の商号へと変更し、実質的な創業をして以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあつたら便利なくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形=プラットホーム”として提供することにこそビジネスの意味、醍醐味であるという企業理念のもと、その実現に向けた挑戦を続けてまいりました。当社は、このような挑戦を続けることにより、収納代行業業を中核事業として持続的な成長を実現し、平成16年には、ジャスダック市場に上場を果たし、平成25年6月30日現在の時価総額は、9,569百万円の企業となるに至っております。

現在、当社が実現しようと挑戦している“世の中にあつたら便利なくみ”は、(a)サービスや商品を購入するお客様には、時間と場所の制約を受けず“いつでもどこでも”欲しいものを購入できる「利便性」を提供し、(b)一方では販売等事業者様には、前記(a)の実現による「販売等機会の極大化」を可能とすべく、ITによりワンストップかつリアルタイムに価値移動を快適に行うことができる“バリュートランスファープラットホーム”です。

当社といたしましては、今後当面の間、中核事業である収納代行業業に関して必要条件である財務状況の健全性を保持しながらも、このような“バリュートランスファープラットホーム”の拡張、拡大を目指し、「思い」を持った社員とともに、当社の企業理念である自らリスクを負って開発した成果物を通じて、豊かな社会の発展に貢献したいと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会

社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が事業計画や代替案等を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉等を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。特に、現行プラン導入時と同じく、現在の当社は、中核事業である収納代行事業を安全に遂行すべく、もともと健全な財務状況を確保していることに加え、多額の現金を保有しております。

したがって、当社としてはこのような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上する必要があると考えております。

## 二．基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1．企業価値向上に向けた取組み

当社は、前述したように、平成8年の実質的創業以来、「思い」を持った社員とともに自らの可能性を信じ続け“世の中にあつたら便利なくみ”を自らリスクを負って開発し、社会に対して“すぐに利用できる具体的な形＝プラットフォーム”として提供するという企業理念に基づき、収納代行事業者の草分けの新興企業として業績を伸ばしてきました。

そして、平成22年8月に公表した中期経営計画において、当社の存在意義、社員の行動指針を定めた「ウェルネットアレータ<sup>※</sup>」をベースとし、(a)バリュートランスファープラットフォームの拡充、(b)データセンター再構築、(c)新規事業開発、(d)グローバル化、(e)当社事業とシナジー効果の高い事業者との提携、M&Aを主要戦略として位置付け、最終年度となる平成27年6月期の単体20億円、M&A、新規事業などによるものとして10億円、合計30億円の経常利益の達成を数値目標に掲げ、そのための社内体制整備を行うこと、及び、期間中の配当性向については特殊要因を除いて33.3%といたしました。

この中期経営計画に基づき施策を推進してきた結果、3年目の平成25年6月期の数値目標に設定した経常利益13億円に対して、14億2千万円の実績で数値目標を1億2千万円上回り、株主様への配当（1株当たり）

も中期経営計画開始直前期の12円から25円（予定）と倍増することができました。

さらに、本年7月から平成28年6月期に亘る新たな中期経営3か年計画を策定してさらなる成長を目指しております。当社はITの本質を、価値生産者がエンドユーザーと直接結びつき、商品・サービスを、時間と場所の制約を超えて直接売買できるしくみと認識しております。当社は、快適かつ先進的な決済プラットフォームをコアとし、その周辺に事業領域を拡大することで継続的な利益成長を達成してまいります。

今後3年間の具体的な重点施策を(a)次世代を担うビジネススキームの確立、(b)カイゼン（機能拡充・システムの安定運用・コストパフォーマンスの向上、いわば筋肉質の企業体質づくり）の2つとし、これらにリソースを集中投入してまいります。

新中期経営3か年計画の具体的な数値目標として

- (a) 営業利益目標 平成28年6月期 20億円
- (b) 株主の皆様へ中期経営計画中の利益を100%還元（下記①ないし②）

① 中期経営計画中の配当性向を特殊要因は除き、従来の33.3%から50%に引き上げます。

② 税引き後利益のうち、配当後残額のすべてを自己株式の取得・消却に充当していくことで利益の100%を株主の皆様へ還元いたします（現状保有する自己株式は売渡請求用の自己株式・株式給付信託J-ESOP等を除き消却し、新たに取得した自己株式はその用途を目標達成のためのストック・オプション等に限定し、その他は消却していきます。）。

- (c) 平成28年6月期ROE目標 15%

成長戦略を着実に推進し、収益力を一層高める一方、株主様への配当額増加と自己株式の取得・消却を実施していくことにより、ROEの向上及びEPSの増加を目指していきます。これらの諸施策により中期経営3か年計画最終年度（平成28年6月期）のROE目標を15%以上といたします。

当社は、株主様、社員、お取引様との健全かつこれら関係者にメリットを出せる関係構築を今後も基本方針とし、着実に企業価値向上に注力してまいります。

また、下記2.のようにコーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。

## 2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、事業規模の拡大及び事業内容の複雑化を踏まえ、平成21年度以降、実質的創業メンバーに加えて、業務執行体制強化のために取締役数を増員し、さらに独立役員となる社外取締役及び社外監査役を経営陣に迎えて、コーポレート・ガバナンスの確立と強化を図ってまいりました。各独立役員は、当社取締役会において忌憚のない意見を述べ、経営者に対する牽制、監督機能を十分に果しております。

さらに、当社は会社としての存在意義と社員の行動指針を“ウェルネットアレーテ<sup>※</sup>”として定め、実効性のあるガバナンスを実現しております。

**※【ウェルネットアレーテ】**（アレーテとはギリシャ語で「徳」、「優れたもの」、「卓越したもの」を意味します。）

“あったら便利なしくみ”を作り続けることで社会に貢献します。  
その「しくみ」を広く世の中に提案・普及させます。  
そこから得た「利益」を社員、株主、次への投資として配分します。

### **【ウェルネット社員アレーテ】**

既成概念にとらわれず発想します。  
まず自分の頭で考え、全体最適な提案をします。  
議論はオープンに行い「決めるべき人」が決め、組織として実行します。  
「誰が」「何を」「いつまでに」を常に明確にします。  
実行結果を検証し、さらに改善、を繰り返します。  
報告は正直、正確、迅速に行います。  
提供役務と対価を文書化して合意後に取引を行います。  
清廉を旨とし、接待、贈り物を受けません。

### 三. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するためのものです。

また、当社の主要株主についていえば、平成25年6月30日現在、総株主の議決権の数に対する割合にして約12%を保有する株式会社日本政策投資銀行などの大株主はいるものの、確固たる安定的な株主構成とは言えない状態です。

当社取締役会は、当社株式の大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様事業計画や代替案等を提示するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。本プランは基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環であります。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

##### (a) 本プランに係る手続き

本プランは、当社の株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続き」(a)に定義されます。以下同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様取締役会の事業計画や代替案等を提示したり、買付者等との協議・交渉等を行ったりするための手続きを定めております（下記(2)「本プランに係る手続き」をご参照ください。）。なお、買付者等には、本プランに係る手続きを遵守していただき、本プランに係る手続きの開始後、

当社取締役会において新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議がなされるまでの間、又は株主総会において新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を進めてはならないものとしています。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は当該買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）をその時点のすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した、企業経営等に関する専門的知識を有する者のみから構成される独立委員会（本更新時における独立委員会の委員は、別紙2「独立委員会委員の氏名及び略歴」のとおりとなる予定です。）を設置し、その客観的判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに定められた場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続き

(a) 対象となる買付等

本プランは、次の①又は②若しくはこれらに類似する行為又はこれらの提案\*<sup>1</sup>（当社取締役会が別途認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続きに従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等\*<sup>2</sup>について、保有者\*<sup>3</sup>の株券等保有割合\*<sup>4</sup>が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等\*<sup>5</sup>について、公開買付け\*<sup>6</sup>を行う者の株券等所有割合\*<sup>7</sup>及びその特別関係者\*<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

---

\*<sup>1</sup> 「提案」は第三者に対する勧誘行為を含みます。

\*<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

\*<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

\*<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

\*<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

\*<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

\*<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

\*<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、買付者等による買付等の方法等の事情も考慮の上、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は当社取締役会を通して間接的に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提出していただきます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限（以下「最終回答期限」といいます。）は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、買付説明書を受領した日から起算して原則として60日を超えないものとします（但し、買付者等から



要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。)

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者\*<sup>9</sup>、特別関係者及び買付者等を被支配法人等\*<sup>10</sup>とする者の特別関係者（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績、法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期・方法、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方及びその具体的内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社の社員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

---

\* 9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

\* 10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記(e)①に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案等の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合又は最終回答期限が到来した場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業価値評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日以内とします。なお、かかる期間は、当社の事業規模、事業の性格、事業の特殊性、株主構成等に鑑み、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供できるよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した時点又は最終回答期限のいずれか早い日の翌日を起算日として、最長60日が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、上記①に従い取締役会の意見及びその根拠資料並びに代替案（もしあれば）等を受領した上、買付者等の買付等の内容

の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、独立委員会検討期間において、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。なお、独立委員会は買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に合理的に必要な場合には30日を上限として、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

#### (e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、次のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

##### ① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次の(i)又は(ii)のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又

は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを相当と判断する場合でも、予め本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、その旨を勧告するものとします。

## ② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討（当社取締役会の事業計画・代替案との比較検討等を含みます。）、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続きによるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)独立委員会から予め本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会の決議を得るべき旨を勧告された場合、又は(ii)当該買付等につき、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」(b)ないし(e)への該当性が問題となる場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限り速やかに株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施を承認する旨の決議がなされた場合には、当該決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行します。

買付者等は、本プランに係る手続きの開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行うまでの間、又は株主意思確認総会が開催される場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議がなされるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続きの進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次の(a)から(e)のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続き」(f)及び(g)に記載される当社取締役会又は株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続き」(e)のとおり、買付者等が次の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

(a) 次に掲げるような、上記(2)「本プランに係る手続き」に定める手続きを遵守しない買付等である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案等を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 株主意思確認総会が開催される場合において、株主意思確認総会の決議を待たずに行われる買付等である場合
- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら株価を上昇させて高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期・方法、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、並びに買付等の後における当社の他の株主、当社の社員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の社員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業価値の源泉、ブランド価値若しくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

##### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

##### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。



(g) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者\*<sup>11</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者\*<sup>12</sup>、④特定大量買付者の特別関係者若しくは⑤上記①から④のいずれかに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥上記①から⑤のいずれかに該当する者の関連者\*<sup>13</sup>（以下、①から⑥のいずれかに該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由\*<sup>14</sup>が存在する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

---

\*11 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

\*12 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注\*13において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注\*13において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

- \*13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- \*14 具体的には、(イ)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回し、又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(ロ)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(ハ)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ニ)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されております。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続き等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、すべての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社が取得を実施した日以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合には、当該本新株予約権につき、当社はかかる本新株予約権の取得を行うことができます。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの発効、有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われた場合、形式的な修正を行うのが適切である場合、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更することがあります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報の公表を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成25年8月22日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲で読み替えることができるものとします。

### 3. 株主の皆様等への影響

#### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払い込みその他下記

(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続き」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、下記(3)

「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続き」(c)に記載する手続きにより、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払い込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生日後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き  
(a) 本新株予約権の無償割当ての手続き

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

- (b) 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様への口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内にかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり、1円を下限として当社取締役会又は当社株主総会における本新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

- (c) 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、当社取締役会又は当社株主総会において本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主及び投資家の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

#### 四. 上記の取組みの次に掲げる要件への該当性に関する当社の取締役会の判断及びその判断に係る理由

##### 1. 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様 に事業計画・代替案等を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行ったりすることを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

##### 2. 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

- (2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記三. 2. (5)「本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、その発効は当社取締役会決議によるものですが、本定時株主総会において本プランにつき承認可決の決議がなされることを条件として本プランを継続させていただく予定であります。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

- (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発効及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置いたします。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記三. 2. (2)「本プランに係る手続き」に記載のとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うことといたします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主及び投資家の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、独立委員会は、独立性の高い3名により構成されます（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1をご参照ください。本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙2をご参照ください。）。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三. 2. (2) (e)「独立委員会の勧告」及び三. 2.

(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三. 2. (5)の「本プランの発効、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上



## 別紙 1

### 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役又は(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、次の①から③に定める事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、①に定める事項につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施（これらの事項についての株主総会への付議の実施を含む）
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の①から⑨に定める事項を行う。

- ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との協議・交渉
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案等の提示の要求・代替案等の検討
  - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑦ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から、買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提供するよう要求することができる。
  - ・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉等を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
  - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、社員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

独立委員会の委員は、以下の3名であります。

堀 裕 (ほり ゆたか)

【略歴】

昭和51年10月 司法試験合格  
昭和54年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
藤井法律事務所入所  
平成元年12月 堀裕法律事務所（現・堀総合法律事務所）開設  
平成11年2月 日本デビットカード推進協議会理事就任（現任）  
平成12年7月 日本インターネット決済推進協議会理事（現監事）就任（現任）  
平成13年3月 日本マルチペイメントネットワーク運営機構理事就任（現任）  
平成16年4月 国立大学法人千葉大学理事・副学長（法務・対外財務担当）  
・経営協議会委員就任（現任）  
平成22年4月 内閣府・公益認定等委員会委員就任（現任）  
平成22年7月 住宅金融支援機構顧問弁護士就任（内部統制担当）（現任）

佐藤 元宏 (さとう もとひろ)

【略歴】

昭和49年10月 公認会計士二次試験合格  
監査法人千代田事務所入所  
昭和53年7月 公認会計士三次試験合格  
昭和62年1月 社員昇格（新光監査法人）  
平成5年9月 代表社員昇格（中央新光監査法人）  
平成9年5月 評議員就任（中央監査法人）  
平成17年9月 理事長代行就任（中央青山監査法人）  
平成19年8月 新日本監査法人入所  
平成20年9月 常務理事就任  
平成23年6月 同法人退職  
平成23年7月 佐藤公認会計事務所 所長（現任）

赤澤 正通 (あかざわ まさみち)

【略歴】

昭和44年4月 三井物産㈱入社  
平成11年10月 テクノレント㈱代表取締役社長就任  
平成13年4月 三井物産マシナリー㈱代表取締役副社長就任  
平成21年6月 当社監査役就任（現任）

（注1）堀裕氏及び佐藤元宏氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

（注2）赤澤正通氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、取引関係もありません。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム ホールD5



最寄駅 JR線(山手線・京浜東北線)有楽町駅 国際フォーラム口より徒歩1分  
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 A4b出口より徒歩1分※  
※地下通路で東京国際フォーラム地下1階と連絡しております。

JR線東京駅丸の内南口(徒歩5分)、東京メトロ日比谷線日比谷駅(徒歩5分)、都営地下鉄三田線日比谷駅(徒歩5分)からもご来場いただけます。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。